

表1

相談・手続きの窓口		相談・手続きの内容	愛の手帳	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療(精神通院医療)	自立支援医療(更生医療)	手当・医療費の助成等の福祉サービス	障害者自立支援法に基づくサービス(ホームヘルプサービス・施設利用等)の利用
障害者福祉課	区役所本庁舎2階	☎(5273) 4518 ☎(3209) 3441	○再交付	○	○	○	○	○	
		☎(5273) 4583							○
保健予防課	区役所第2分庁舎3階(★)	☎(5273) 3862			○	○			
牛込保健センター	弁天町50	☎(3260) 6231			○	○			○(精神障害のみ)
四谷保健センター	四谷4-17	☎(3351) 5161			○	○			○(精神障害のみ)
西新宿保健センター	西新宿7-5-8	☎(3369) 7151			○	○			○(精神障害のみ)
落合保健センター	下落合4-6-7	☎(3952) 7161			○	○			○(精神障害のみ)
東京都心身障害者福祉センター	戸山3-17-2	☎(3203) 6141	○新規申請(18歳以上の方)						
東京都児童相談センター	戸山3-17-1	☎(3208) 1121	○新規申請(18歳未満の方)						

※区役所では本庁舎1階ロビーに手話通訳者を設置しています(毎週金曜日午後1時~5時。金曜日が祝日等の場合は水曜日)

★保健予防課は4月20日(月)から第2分庁舎分館1階に移転します

精神障害の方の申請窓口を拡大しました。障害者福祉課でも受け付けます(左表1のとおり)。

●障害者相談支援窓口  
左表1のほか、区内8か所で相談をお受けしています(下表2)。  
▼発達障害児の相談窓口:子ども発達センター

# 4月からの障害者の福祉サービス等の相談・手続きの窓口をお知らせします

## 手話通訳者・要約筆記者派遣のご利用を

○4月から派遣依頼先の時間数を変更し、使いやすくなりました  
日常生活で、手話等による通訳が必要な聴覚障害・言語障害のある方に派遣しています。宿泊を伴うときや営業活動等には利用できません。



【費用】無料(依頼先ごとに月30時間まで)。交通費は派遣先により異なります。  
【申込み】派遣希望日の3日前までに、区社会福祉協議会☎(5273)3082・☎(5273)3541、東京手話通訳等派遣センター☎(3354)6868・☎(3352)3335へ。  
※区社会福祉協議会は手話通訳者の派遣のみです。

### 3月まで

区社会福祉協議会 手話通訳者派遣 20時間  
+  
東京手話通訳等派遣センター 手話通訳者派遣 20時間  
要約筆記者派遣 20時間

### 4月から

区社会福祉協議会 手話通訳者派遣 30時間  
+  
東京手話通訳等派遣センター 手話通訳者派遣 + 要約筆記者派遣 30時間

▼高次脳機能障害の方の相談窓口:障害者福祉課・各保健センター・NPO法人「VIVID(ヴィヴィド)」(21年度高次脳機能障害支援協働事業委託事業所) ☎(5849)4831  
【問合せ】障害者福祉課相談支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4518へ。

表2 障害者相談支援窓口

名称	主な相談対象	住所	電話番号
あゆみの家	身体・知的障害	西落合1-30-10	☎(3953) 1230
子ども発達センター	児童	西落合1-30-10	☎(3953) 1322
区立障害者福祉センター	身体・知的・精神障害	戸山1-22-2	☎(5292) 7890
地域活動支援センター	まど	高田馬場1-15-6	☎(3200) 9376
	オフィスクローバー	高田馬場3-18-25	☎(3365) 4180
	ラバンス	上落合3-34-26	☎(3364) 1603
	ファロ	三栄町8、森山ビル2階	☎(3350) 4437
	風	中落合4-23-25	☎(3952) 6014

# 障害者のライフステージに応じた切れ目のない支援を

## 「新宿区障害者計画・第2期新宿区障害福祉計画」を策定

障害者福祉施策を総合的に推進するための指針として、また、障害福祉サービスの一層の充実を目指して策定しました。策定に当たっては、新宿区障害者施策推進協議会での検討結果や、パブリック・コメント制度(意見公募)によりお寄せいただいたご意見を参考にしました。ご意見をいただき、ありがとうございました。  
計画の全文とお寄せいただいたすべてのご意見(105件)と推進係(本庁舎2階) ☎(5273)4516へ。

### ■計画の概要

#### 新宿区障害者計画

障害者施策に関する理念と目標等を定め、課題を掲げるとともに、施策の方向を定めた計画(21~29年度)です。

#### ◎計画の理念

- ▼障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現
- ▼バリアフリー社会の実現
- ▼必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現
- ◎重点的な取り組み
- 相談支援体制の構築
- 病院からの地域生活移行の支援
- 障害等のある子どもへの専門相談の推進
- 就労支援の充実
- ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

#### 第2期新宿区障害福祉計画

障害者の生活を支える福祉サービス等について、サービスの必要量の見込みと提供体制の確保に関する計画(21~23年度)です。  
◎第2期新宿区障害福祉計画の目標  
「第1期新宿区障害福祉計画」で定めた次の3つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系を整備します。



- ▼地域での生活を希望する福祉施設入所者が、安心して生活する環境を整備し、地域生活移行を推進する
- ▼受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域への移行を進める
- ▼重層的な就労支援体制を構築し、福祉施設から一般就労への移行者数を年間26人以上とする
- ◎障害福祉サービスと新宿区地域生活支援事業  
数値目標等を示し、平成23年度までのサービス必要量の見込みとサービス提供体制確保の方策を定め、地域の特性に合った福祉サービスの提供を、計画的に推進していきます。
- ◎新宿区における利用者負担と負担軽減策  
障害者自立支援法の利用者負担の考え方を基本に、国や都の負担軽減策とは別に「区独自の負担軽減策」を引き続き実施し、現在の負担水準を維持していきます。  
●区独自の主な負担軽減策  
▼「障害福祉サービス」と「新宿区地域生活支援事業」を同じ月に利用する場合は、合算して障害福祉サービスの月額上限額を適用します。  
▼「障害福祉サービス」「補装具費」「新宿区地域生活支援事業」の定率負担率を、23年度までの措置として、10%から3%に引き続き軽減します(一部のサービスを除く)。